

釧路市における町内会への加入促進に関する協定書

釧路市連合町内会（以下「甲」という。）、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部（以下「乙」という。）及び釧路市（以下「丙」という。）は、本市における町内会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市における町内会の加入率が低下していることにかんがみ、甲、乙及び丙が連携・協力し、本市における町内会への加入促進を図る取組を行うことにより、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び丙は、町内会への加入促進に関するポスター、チラシ等を作成するとともに、これらを乙の会員に配布する。

2 甲は、乙に対し、町内会加入促進に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、次の事項に協力する。

(1) 町内会への加入促進に関するポスター等を乙の会員の店舗において掲示すること。

(2) 乙の会員が、住宅の販売契約及びアパート・マンション等の賃貸契約（更新契約を含む。）の仲介等を行う場合において、当該契約の相手方に対し、町内会への加入促進に関するチラシ等により、町内会への加入を勧めること。

4 丙は、甲及び乙それぞれに対し、本協定に基づく町内会への加入促進に係る事業に関し、必要な支援を行うものとする。

5 甲、乙及び丙は、前各項に定めるもののほか、町内会への加入促進に関し、相互に連携・協力し、必要と認められる事業を行うことができる。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定の解除の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月6日

釧路市黒金町7丁目5番地
甲 釧路市連合町内会

会長

西村 敏



釧路市若草町7番8号
乙 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部

支部長

木村 豊年



釧路市黒金町7丁目5番地
丙 釧路市

釧路市長

柴名 大也

